

山梨県公報

第千九百六十四号

平成二十一年

七月十三日

月 曜 日

目次

告示

山梨県社会福祉村と総称する件の一部を改正する告示……………三七九

道路の供用開始(三件)……………三七九

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………三八〇

一の敷地内にあるものとみなされる建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定……………三八〇

公告

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更の届出……………三八〇

正誤

平成二十一年三月二十七日付号外第十七号中……………三八三

告示

山梨県告示第二百二十号

山梨県社会福祉村と総称する件(昭和五十一年山梨県告示第三百四十二号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。
平成二十一年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

本則中「授産」を「就労の機会の提供」に改め、八から十までを次のように改める。

八 山梨県立あけぼの支援学校

九 山梨県立わかば支援学校

十 山梨県立富士見支援学校旭分校

山梨県告示第二百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

所において、この告示の日から平成二十一年八月三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十一年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府山梨線	山梨市市川植田二一九番地 先から 山梨市北字ナベブタ二〇二八番地 先まで	山梨市北字コブケ二二四四番地 先から 山梨市北字中片瀬二二六六番地 先まで	四四〇・〇 一八〇・〇	平成二十一年七月十三日

山梨県告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年八月三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十一年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府韮崎線
- 三 道路の区域

区	間	旧別の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲斐市大字龍地字烏塚三〇三八番の五地先 から 甲斐市大字龍地字竜ヶ池六四五七番の一地	旧 六・七 一四・七	新 (メートル)	七九〇・〇	

先まで	新	一七・一	七九〇・〇
		三五・九	

山梨県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年八月三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十一年七月十三日

山梨県知事 横内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	駒ヶ岳公園線	北杜市白州町横手字原道上二三〇九番の一地先から北杜市白州町横手字中込一四一八番の二地先まで	一三六・〇	平成二十一年七月十三日

山梨県告示第二百二十四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年七月十三日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 河川の名称 富士川水系 笛吹川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設的位置 甲州市塩山三日市場字中川窪二千五百七番十三から甲州市塩山三日市場字中川窪二千五百七番十八まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 株式会社笛吹 代表取締役 田原勝代
 - 2 住所 笛吹市境川町大坪六百三十番地

五 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成二十一年七月十三日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第二百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第八十六条の二第一項の規定により、同法第八十六条第二項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が次の公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、第八十六条の二第六項の規定により次のとおり告示する。
平成二十一年七月十三日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 認定番号
- 山梨県指令建任第一三四九号
- 二 公告認定対象区域
 - 甲斐市名取字中河原三五九番一
- 三 公告認定対象区域等を表示した図書の縦覧の場所
 - 山梨県県土整備部建築住宅課

公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十一年十一月十三日まで縦覧に供する。
平成二十一年七月十三日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路
 - 2 住所 愛知県稲沢市天池五反田町一番地
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ラザウオーク甲斐双葉（本体棟）
所在地 山梨県甲斐市志田字柿木六四五 一番地の一部外
 - 2 変更した事項

変更事項		変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路 吉田興産株式会社 代表取締役 中山仁 有限会社焼津谷島屋 代表取締役 中野弘道 株式会社ひらおか 代表取締役 平岡正也 株式会社キャビン 代表取締役 中島徹郎 株式会社織部 代表取締役 奥村紀八郎 株式会社シースブランニン グ 代表取締役 関好邦 株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本南海雄	愛知県稲沢市天池五反田町一番地 長野県長野市大字南長野新田町千二百二十六番地 静岡県焼津市栄町四丁目二番四号 静岡県静岡市葵区春日二丁目十一番十号 東京都千代田区九段北一丁目十三番五号 岐阜県多治見市旭ヶ丘十丁目六番地の百三十 東京都練馬区春日町六丁目十九番八号 千葉県松戸市新松戸東九番地一

トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役 クリスチャン・トーマ	東京都大田区平和島六丁目一番一号
株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀蔵	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一
株式会社スタンプマート 代表取締役 小林彰男	山梨県甲府市大里町四千二百二十七番地
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年	東京都葛飾区新小岩一丁目四十八番一号
株式会社エービーシーマー ト 代表取締役 野口実	東京都渋谷区神南一丁目十一番五号
株式会社キャメル珈琲 代表取締役 尾田信夫	東京都世田谷区代田二丁目三十一番八
株式会社ホットランド 代表取締役 佐瀬守男	群馬県桐生市広沢町四丁目二千四百三十番地
株式会社クロスカンパニー 代表取締役 石川康晴	岡山県岡山市幸町二番八号
株式会社バリュースブランニン グ 代表取締役 井元憲生	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目二番十七号
株式会社アイジーエー 代表取締役 五十嵐義和	福井県越前市矢放町第十三号八番地の九
有限会社ハートマーケット 代表取締役 櫻井明	群馬県前橋市川原町三百七十七番三十一
株式会社ポイント 代表取締役	茨城県水戸市泉町三丁目

取締役 石井稔晃	一番二十七号
株式会社フォネット 代表取締役 清水栄一	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居千五百二十七番地
山梨バナソニックシステム株式会社 代表取締役 渡辺良樹	山梨県中巨摩郡昭和町西条二千三百三十一番地
株式会社プレジャーゾーン 代表取締役 藤井豊	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目二番七号
有限会社ビズ・カンパニー 代表取締役 陳必正	宮城県仙台市青葉区本町二丁目九番十六号
株式会社アトヴィレッチ 代表取締役 鈴木安喜雄	東京都墨田区石原四丁目十五番四号
株式会社F・Oインターナショナル 代表取締役 小野行由	兵庫県神戸市中央区米町通二丁目四 十四
キンバレー株式会社 代表取締役 丸山雅史	東京都新宿区住吉町八番十二号
カンダクラット株式会社 代表取締役 菅田拓平	岡山県津山市川崎千九百二番地の三
株式会社アイウオーク 代表取締役 栗原裕	東京都台東区上野四丁目五番十一号
株式会社松月堂 代表取締役 保坂昌史	山梨県南巨摩郡鯉沢町千六百八十五番地
株式会社桔梗屋 代表取締役 中丸眞治	山梨県笛吹市一宮町坪井千九百二十八番地

株式会社マツザワ 代表取締役 松澤徹	長野県下伊那郡高森町下市田三千百二十三番地
株式会社太陽エンタープライズ 代表取締役 荒川正平	神奈川県横浜市保土ヶ谷区川辺町三番地
有限会社ベストトレーディング 代表取締役 吉本健治	東京都新宿区新宿四丁目一番二十二号
有限会社ティーエヌコンパティション 代表取締役 大森望	山梨県甲府市中央一丁目十一番八号
小松匡聡	山梨県甲府市丸の内一丁目九番八号
株式会社フォトスタ・トゥエンティワン 代表取締役 矢島宏	長野県伊那市荒井三千四百九十二番地十七
有限会社b・xstor 代表取締役 宮下修F	山梨県甲府市丸の内一丁目八番九号丸の内ビル三
株式会社クリード 代表取締役 中利行	東京都世田谷区池尻四丁目二十六番十号
有限会社稲垣商事 代表取締役 稲垣博司	長野県伊那市西町五千二百三十七番地一
株式会社クリスタルワールド 代表取締役 湯山廣敏	東京都府中市中央区三条通川原町西入石橋町十四番地七
東京シャツ株式会社 代表	東京都千代田区東神田二

取締役 鈴木正利	株式会社ムラサキスポーツ 代表取締役 金山良雄	有限会社ティッププラグ 代表取締役 植木勝也	有限会社サボイ 代表取締役 秋山憲	有限会社アップコーポレー ション 代表取締役 佐野宏	中村漆器産業株式会社 代表取締役 中村忠	株式会社セイビドー 代表取締役 奥石丈夫	株式会社CLAY 代表取締役 野田秀樹	むろい株式会社 代表取締役 室井聡一郎	株式会社モリエ 代表取締役 酒井勝徳	株式会社サンリフォーム 代表取締役 馬場章夫	株式会社神奈川くまざわ書 店 代表取締役 熊沢真
丁目八番十二号	東京都台東区上野四丁目七番一号	東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目十七番九号 藤山ビル二F	山梨県甲斐市篠原二二三百三番地	山梨県甲府市徳行五丁目十番二十一号	長野県塩尻市大字木曾平沢千八百十九番地	山梨県甲府市丸の内一丁目十五番八号	山梨県甲府市富士見一丁目二番四号	山梨県中央市流通団地一丁目五番二号	愛知県稲沢市天池五反田町一番地	愛知県稲沢市天池五反田町一番地	東京都八王子市八日町一番十一号

正 誤

3 変更の年月日
平成二十一年四月二十三日
三 届出年月日
平成二十一年六月二十五日

株式会社タカキユー 代表取締役 臼井一秀	株式会社キング 代表取締役 山田幸雄	株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文	株式会社リオチエーン 代表取締役 横山貞幸	株式会社新星堂 代表取締役 砂田浩孝	株式会社ザ・クロックハウ ス 代表取締役 花谷洋二	株式会社ムカイ 代表取締役 向井正太郎	株式会社良品計画 代表取締役 金井政明	株式会社ライトオン 代表取締役 藤原政博	有限会社山一補正 代表取締役 山口昭
東京都板橋区板橋三丁目九番七号	東京都品川区西五反田二丁目十四番九号	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号	愛知県名古屋市中区平和一丁目一番二十号	東京都杉並区上荻一丁目二十三番十七号	東京都新宿区新宿一丁目十九番十号	静岡県静岡市駿河区中野新田百二十五番地の一(第一ムカイビル二階)	東京都豊島区東池袋四丁目二十六番三号	茨城県つくば市吾妻一丁目十一番一	静岡県沼津市西島町四番十号

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十一年三月二十七日山梨県教育委員会規則第三号（山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則）

同 一	同 下	「書類」を「書類の添付」	「書類を省略する」を「書類の添付を省略する」
同 二	同 上	「書類」を「書類の添付」	「書類を省略できる」を「書類の添付を省略することができる」